

京都市桃陽病院事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第103号

京都市桃陽病院事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市桃陽病院事務分掌規則の一部を次のように改正する。

「院長」「院長

副院長 副院長

第1条第1項中「庶務係長」を「庶務係長」に改め、同条第2項中「事務長補佐」

医務係長 医務係長

看護係長 看護係長」

の右に「担当課長補佐」を加える。

第2条第6項中「担当係長」を「担当課長補佐及び担当係長」に改める。

第3条第1項中「院長補佐」の右に「担当課長補佐」を加える。

第5条中「保健福祉局保健衛生担当局長は」を「保健福祉局保健医療・介護担当局長は、
担当課長補佐」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)